宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年８月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所プロパティマネジメント株式会社　②国土交通大臣⑸第6334号　③代表取締役　久保人司　④東京都千代田区丸の内二丁目５番１号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区永田町２―11―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内二丁目５番１号　三菱地所プロパティマネジメント株式会社　代表取締役　久保人司

①株式会社ホームサイト　②京都府知事⑶第12942号　③代表取締役　岩越和也　④京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地４　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地４　株式会社ホームサイト　代表取締役　岩越和也

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社レゾナック

代表取締役社長　髙橋　秀仁

東京都港区東新橋一―九―二

東京汐留ビルディング

二、第一種事業の名称、種類及び規模

名称　川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）

原動力の種類　ガスタービン及び汽力

出力規模　約十七万キロワット

燃料　都市ガス及び水素

現場　神奈川県川崎市川崎区扇町五―二

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号

第一種事業の事業性の観点から、出力規模を縮小することとなつたため、法第三条の九第一項第二号に該当することとなりました。

令和七年八月一日

東京都港区東新橋一―九―二　東京汐留ビルディング

株式会社レゾナック

代表取締役社長　髙橋　秀仁